

県立広島病院地域医療連携ネットワークシステム（KBネット）利用者規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、県立広島病院医療情報管理部運営委員会（以下「委員会」という。）が設置する地域医療連携ネットワークシステム（以下「KBネット」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

（利用者）

第2条 利用者とは、利用申請書（別記様式1）を提出し委員会で承認されたKBネット利用施設の関係者であり、かつこの規程に定めるID、パスワード等の登録を完了したKBネット参加者のことをいう。

（利用者の責務）

第3条 利用者がKBネットを利用するに当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島県個人情報保護条例（平成16年条例第53号）を遵守しなければならない。

2 利用者は、KBネットの安全かつ適正な利用に努めるとともに、KBネットを通じて入手した診療情報について、診療及び説明目的での利用・閲覧を除き、複製若しくは公開又は他人に提供してはならない。

3 KBネット上の情報の取扱いについては、委員会が別に細則を定めるものとする。

4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。

5 利用者は、KBネットに接続する端末には、セキュリティ対策のため、ネットワークに接続する端末に委員会が指定するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新しなければならない。

6 利用者が使用を終了する場合は、所定の申請書を事務局に提出しなければならない。その際、事務局は遅延なく利用終了手続を行うこととする。

また、利用者の廃業等明らかにKBネットの利用を終了すべき事由があるにも関わらず当該利用者がその旨を届け出なかった場合は、事務局は文書又は口頭で事実確認及び届出の督促を行う。その後14日経っても当該利用者から何らの意思表示もない場合は、当該利用者の承諾を要することなく利用を停止する。

7 利用者は、KBネットに異常を認めた時は、直ちに利用施設の管理責任者に報告しなければならない。

第2章 KBネットの利用

（利用者資格等）

第4条 KBネットを利用できる者は、第2条に定める利用者資格を持つ者のみとする。

2 KBネット利用を希望する者は、委員会が定める細則に基づき、所定の講習を受講しなければならない。

3 委員長は前項の規定による講習が終了し、適切と認めたときは、速やかにID、パスワード及び受講修了証を発行しなければならない。

4 前項の規定により受講修了証を交付したときは、KBネット内の各システムに、当該利用者に係るI

- D, パスワード等を登録するものとする。
- 5 I D, パスワード等の発行に係る事務手続きは県立広島病院患者総合支援センター地域連携室にて受け付け, 各病院情報システムへアクセスするための I D, パスワードの登録・発行はあらかじめ定められた部署にて行うものとする。
 - 6 K B ネットの利用者で, 接続を行う端末やその接続環境に変更を生じた場合は, 直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。
 - 7 前条に定める利用者の責務に関する違反や悪質な不正使用が明らかになった場合, 又はネットワーク上の不適切な情報の取扱等による個人情報漏洩の恐れがあると認められる場合は, 当該利用者への事前又は事後の通知なく, かつ当該利用者の承諾を要することなく即時利用を停止する。
 - 8 利用者は, 前項の措置に不服があるときは, 委員会に申立をすることができる。

(K B ネットの利用形態)

第5条 K B ネットの利用者は, 委員会が準備したセキュリティシステムをインストールした端末を用い, 認証を経た上で会員専用ページにアクセスし, あらかじめ県立広島病院のカルテ参照に関する同意書(以下「患者同意書」という。)(別記様式2)により同意を得た患者について, 診療情報の閲覧を行うこととする。

2 K B ネットの接続環境については, 次のとおりとする。

(1) 必須環境

- ・OS Windows 8 以上
- ・Web ブラウザ Internet Explorer11
- ・メモリ 2GB以上
- ・Adobe Reader 7/8/9/10/11, Adobe Acrobat Reader DC
- ・Adobe Flash Player

(2) 推奨環境

- ・OS Windows/8/8.1/10
- ・Web ブラウザ Internet Explorer11 以上
- ・メモリ 2GB以上(空き容量: 500M程度)
- ・CPU ノートPCについては, Intel Core i5 520M (2.40GHz, 2コア) 以上
デスクトップPCについては, Core2 Duo E7500 (2.93GHz, 2コア) 以上
- ・解像度 SXGA/XGA/WXGA SXGA 推奨
- ・Adobe Reader 9 以上を推奨

3 サービスを利用する端末にはウイルス対策ソフトがインストールされていること及び常に最新の状態に更新されていることを条件とする。

(利用できる機能)

第6条 K B ネットで利用できる機能は, 次のとおりとする。

(1) 地域連携ネットワークサーバを利用する診療情報の閲覧

- ・診療記録の閲覧
- ・オーダ情報の閲覧
- ・バイタル情報の閲覧

- ・検査歴の閲覧
- ・放射線画像，心電図画像の閲覧
- ・レポート（病理，透析，心電図，内視鏡，放射線，眼科ファイリング等）の閲覧

(2) メール機能

(3) 患者メモ機能

(利用時間)

第7条 KBネットの利用は，原則として常時可能とする。

- 2 KBネットに関する問い合わせ窓口は患者総合支援センター地域連携室とし，受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。
- 3 保守点検等により必要がある場合は，利用者に対し事前に通知した上で運用を停止する。ただし，緊急に点検・修理が必要となった場合は，予告なく運用を停止することができるものとする。
- 4 ネットワーク内に複数設置されるサーバ個別の利用時間に関しては，その管理責任者が定めるものとする。

(機能等の変更)

第8条 KBネットの良好な運用の維持に必要と認められる場合は，ネットワークの機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規定により変更又は停止を行う場合は，利用者に事前に通知するものとする。ただし，緊急その他委員長が特に理由があると認める場合は，この限りではない。

(ID番号の管理等)

第9条 利用者は，ID番号及びパスワード（以下「ID番号等」という。）を適切に管理するとともに，当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 KBネットに登録されるパスワードは，あらかじめ定めた一定期間で更新するものとし，変更されない又は一定期間利用がない場合は，機能を一時停止するものとする。
- 3 ID番号等が前項の機能停止となった場合には，利用手順に定める手順で，利用再開を行うものとする。
- 4 KBネット利用施設の長は，所属する利用者が本規程の利用者に該当しなくなったときは，その管理責任をもって，すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

(利用料金)

第10条 KBネットの利用料金は，無料とする。

- 2 ネットワークの運用又は保守等に際し，費用を徴収する必要がある場合は，委員会で協議の上，別途定めることとする。

(KBネット利用施設の責務)

第11条 KBネット利用施設の管理責任者は，施設内におけるKBネットの安全かつ適正な利用を図り，データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

- 2 KBネット利用施設の管理責任者は，運用管理規程を作成し委員長に提出しなければならない。

- 3 KBネット利用施設の管理責任者は、KBネットに異常を認められた時は、直ちに県立広島病院に報告しなければならない。

(責任分界点)

第12条 KBネットに係る次の設備等については、県立広島病院の責任で管理を行うものとする。

- (1) KBネットのサーバ（ハードウェア）
 - (2) KBネットのシステム（ソフトウェア）
 - (3) システム管理者側の通信回線
 - (4) KBネットサーバ内及び通信中のデータ
- 2 次の設備等については、KBネット利用施設の責任で管理を行うこととする。
 - (1) 接続機器（参加機関に設置されているサーバ、端末等）
 - (2) KBネットを利用するためのソフトウェア（端末のOS、ブラウザ、ウイルス対策ソフトなど）
 - (3) 利用施設側の通信回線
 - (4) KBネットにより入手したデータ
 - 3 KBネット利用施設又は利用者が法令等の条項に違背したり、本規程及び細則に定める事項を遵守しなかったことにより医療情報の漏洩等が発生した場合、その責任はKBネット利用施設が負うこととする。

(地域連携推進会議の設置)

第13条 KBネットの運用について、設置者と利用者が意見交換を図るため、県立広島病院地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議に、次の役職を置く。
 - (1) 議長 1名
 - (2) 副議長 1名
- 3 議長は、県立広島病院長とする。
- 4 副議長は、議員のうちから推進会議の同意を得て議長が指名する。

(通信内容の削除)

第14条 KBネットを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、その内容を削除する。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるものがあるとき。
- (2) 記載期限を経過した情報があるとき。
- (3) 法令等の条項に違反したとき。

(勤務医を有する病院等におけるKBネットの利用)

第15条 病院等（概ね3名以上の勤務医（常勤・非常勤の別を問わない。）を有する施設をいう。）におけるKBネットの利用に際しては、本規程のほか、当該施設と県立広島病院の間で別途覚書を締結し、これにより必要な事項を定める。

- 2 前項の県立広島病院と覚書を締結する者は、理事長もしくは院長等管理責任者とし、院内のセキュリティに関する事項を統括する。

附 則

この規程は、平成24年 9月 3日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 6月 12日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 15日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 8月 19日から施行する。